

議案第76号

備前市葬儀条例及び日生町営斎場及び葬祭事業に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

備前市葬儀条例及び日生町営斎場及び葬祭事業に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市葬儀条例及び日生町営斎場及び葬祭事業に関する条例の一部を改正する条例

(備前市葬儀条例の一部改正)

第1条 備前市葬儀条例(昭和46年備前市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「16,200」を「16,500」に、「10,150」を「10,340」に、「3,240」を「3,300」
に、「10,800」を「11,000」に、「5,400」を「5,500」に改める。

(日生町営斎場及び葬祭事業に関する条例の一部改正)

第2条 日生町営斎場及び葬祭事業に関する条例(昭和62年日生町条例第2号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第1号の表中「3,240円」を「3,300円」に、「10,800円」を「11,000円」に改める。

別表第2号の表中「5,400円」を「5,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。